

社会保障制度改革の在り方 をめぐる問題点について

(坂口臨時議員提出資料)

平成15年5月28日

社会保障制度改革の在り方をめぐる問題点について

将来の国民負担率の抑制について

- 1 先般来、当会議において、財政赤字を含めたいわゆる「潜在的国民負担率」についての議論があり、本日の民間議員提出資料においても、その将来的な水準を50%程度に抑制するとの意見が示されている。

この場合、当面の課題である「財政赤字」の問題と、20年～30年先を見据えて給付と負担のバランスをいかに図っていくかという「社会保障改革」の問題を併せて議論することは、社会保障支出の削減こそが改革であり、これにより財政赤字が解決できるかのような誤解を招く。

また、国民負担率は、従来から我が国経済の活力低下を懸念して論じられているが、これが50%を超えることが具体的に何らかの経済的機能の低下につながることは、理論的にも実証的にも明らかにされていない。

したがって、これまでの国民負担率議論は、あくまでも財政の規律としての指標にとどまるものとなってきたと認識している。このような概念を過度に社会保障と関連づけて論じることは不適切である。

- 2 これに加えて、社会保障改革を議論する際に、「潜在的国民負担率」を指標として用いることについては、以下のような具体的な問題があると考えている。

(1) 社会保障負担の水準は、これと表裏一体の関係にある給付の在り方と併せて論すべきである。社会保障は、現在及び次世代の国民生活に密接に関わるものであり、給付と負担の姿について国民に選択肢を示し、具体的な議論を積み重ねることなく、「潜在的国民負担率」という指標で2025年までの長期の負担水準を固定することは社会保障の機能を喪失させることにもつながりかねない。

(2) なお、民間議員提出資料において示されている医療や介護についての改革案では、「高齢化等による増加を半分程度に抑制する」となっている。これは、高齢化に伴って生ずる增加分を削減し、患者や利用者の負担に回すことを意味し、極めて非現実的であり、国民の健康や生活の安心を確保する立場にある厚生労働大臣としては責任を持てない。

- 3 以上のことから、今後、「骨太方針第3弾」の策定に当たって潜在的国民負担率に関する数値目標を定めることには反対である。

年金制度改革について

1 年金の給付と負担について国民的な議論を行っている途上にある中で、最終的な保険料率を 18%以下にすることを、経済財政諮問会議の議論のみで先行して決めるることは、到底国民の理解や納得を得られるものではない。

- ・厚生年金の最終的な保険料率を 18%にとどめた場合、相当程度給付水準を調整しなければならない。(昨年 12 月の「年金改革の骨格に関する方向性と論点」の試算では、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の場合で給付水準を 24%調整（所得代替率が 59%→45%）しなければならない。)
- ・このような大きな給付の調整は給付と負担に関する国民的な議論を経て決めるべきことであり、潜在的国民負担率抑制の観点から経済財政諮問会議で先行して決めるることは適当でない。

2 ここ 10 年ほど議論がなされ、平成 12 年年金制度改革で国会の議決を経て法律に明記された基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げについて、道筋を示さぬままに年金の給付と負担のあり方を論ずることはできない。

- ・厚生年金の最終的な保険料率を 18%にとどめ、かつ、基礎年金の国庫負担割合が 3 分の 1 のままの場合には、給付水準はさらに低下することとなり、諸前提の置き方によっては積立金も枯渇することとなる。（「方向性と論点」と同じ前提を置くと、所得代替率は 40%を割り込み、調整の過程で積立金が枯渇。）
- ・国庫負担割合引上げの道筋がないまま、最終的な保険料率のみを決めることはできない。

3 その他特に留意すべき点について

《支給開始年齢の引上げについて》

高齢者の雇用の状況が厳しい中で、25年かけての引上げに着手したばかりの現段階において、さらに支給開始年齢を引き上げることはできない。

- ・退職により収入の途を失う雇用労働者にとっては、就労所得による生活から年金による生活へ円滑に移行できないことが最大の不安要因であり、支給開始年齢については、生涯現役社会の経済的基盤としての雇用、就労との連携が重要。

《高所得者に対する給付削減（含国庫負担分）について》

高所得の高齢者に対する給付削減については、以下の点を十分考慮して慎重に検討する必要がある。

- ・年金に対する課税の問題が検討されていることとの整合をどう考えるか。
収入のある高齢者に対しては、年金収入も含めて収入全体に適切な税負担を求める方向で考えることが合理的ではないか。
- ・一方、高齢者の就業を促進する観点からは、就業に中立的な制度、就労インセンティブを阻害しない制度の構築という要請があり、所得があれば給付を削減することはこの要請と矛盾する。
- ・支給制限のための公平な所得把握、膨大な事務処理も問題。

《基礎年金の負担について》

基礎年金の保険料負担部分を共通化する場合には、定額保険料では逆進性の拡大、定率保険料では被用者とそれ以外の者の間の公平な所得の把握という困難な問題がある。

- ・基礎年金給付に充てられる保険料負担を共通の仕組みとするためには、
①基礎年金部分について第2号、第3号被保険者も第1号被保険者と同様の定額保険料を徴収することとするか、②自営業者の保険料負担も被用者と同様に定率保険料体系とすることが必要だが、
 - ：①については、定額保険料の逆進性の問題を被保険者全体に拡大することとなる
 - ：②については、被用者との間で公平な保険料賦課ベースとなる所得の把握の問題が存在する
- こととなり、現行の2階建ての制度を前提に基礎年金部分のみ共通の仕組みとすることは困難。
- ・基礎年金と厚生年金の会計を分離することも同様の問題あり。